

○委員長（鈴木庄市）

次に、議案第２７号 平成２５年度開成町下水道事業特別会計予算の質疑を行います。質疑は歳入歳出全般について行います。質疑をどうぞ。

高橋委員。

○２番（高橋久志）

下水道関係でございますけれども、前年より多少プラスした形での予算計上されております。そこで質問いたしますけれども、２５年度の下水道の工事として予算書に示されておりますけれども、管渠布設工事整備延長２，０５５メートル、整備面積１．３６ヘクタール、舗装面積３，０４０平方メートル、国県とか、町単独いろいろありますけれども、国の経済対策を含めて、下水道の整備促進とか、こういった関係が今後もあり得るというふうに思いますけれども、一般町民から見た場合、下水道の関係の普及がもう少し進捗を上げた形で、進捗を上げてくれと、こういう要望があるわけですが、２５年度策定に当たって、どのような角度から論議されているのかなという点と。

それから、今年度の事業を踏まえて、下水道の普及率、いわゆる水洗化等、これはほんのわずかの関係しかないと思うんですけれども、数値的に想定しているものがあれば、出していただきたい。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

高橋委員の１問目の質問にお答えします。平成２５年度の下水道特別会計の予算の伸び率は、先日、ご説明申しましたように、１．８％の増でございます。これに伴いまして、どのような考え方ということで予算を組んでいるかということなんですけれども、平成２５年度末に山北開成小田原線、牛島交差点から和田河原開成大井線までのこの区間が、神奈川県では、供用開始を行うというふうに言っております。２５年度末で供用開始をするということで、供用開始されますと、３年間、掘削規定がございまして、掘り起こすことができません。したがって、下水道の工事もできなくなってしまうので、供用開始する前に、沿道サービス事業に備えて、下水道、また、上水道の管を設置したいというような形を考えておりまして、工事費の伸びを見込んでおります。

左岸の大井町から小田原まで行く、左岸縦貫道の道路が供用開始されて、まず、沿道開発のサービス事業が何ができただかということ、コンビニ等が２店舗すぐできました。開成町でも、それができるかどうかわかりませんが、沿道サービスに将来備えた中で、下水道の管を先行的に埋設していかなければいけないということでこちらの山北開成小田原線の道路敷地内への埋設を重点的に予算計上をしております。

２点目の下水道普及率につきましては、担当より説明をさせていただきます。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課副主幹。

○上下水道工務担当副主幹（井上 昇）

上下水道課、井上です。普及率なんですけど、今年度、計画のほうの策定をしております、平成32年度末で79%の面整備率を計画しております。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

平成32年度79%、これから下水道整備をして、普及率も上げていくと、それはわかりますけれども、私の質問は、今年度の予算が先ほどの環境面積とか言いまして、予想として、下水道普及率は、どのぐらいなのか。前年よりどのぐらい上がるのか。この辺、明確にしてください。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課主幹。

○上下水道管理担当・上下水道工務担当主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。普及率についてお答えいたします。まだ、24年度が終わってませんので、見込みということでお答えさせていただきますが、普及率については、64.4%見込んでおります。

あと水洗化率につきましては、96.4%ということで、普及率は24年の3月31日現在から今年度の末までの間には、0.2%の増ということで見込んでおります。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

ただいまの普及率について、ちょっと補足をさせていただきます。平成24年度に下水道区域の拡大を現在しております。したがって、今までは、281ヘクタールを事業認可を行いまして、下水道の整備率をしてきたわけですが、23年度末で70.確か2%ぐらいの整備率というふうな形でお答えしていたかと思うんですが、今度、調整区域の牛島地区の部分も一部区域の拡大を行いまして、現認可の予定が301.4ヘクタールというようになりますので、それで今までの整備したところでいきますと、64%というように、整備率は若干下がってしまうということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。251ページが一番上の流域下水道事業費です。町長の趣旨説

明の中では、負担費が上がったというようなことを言われたと思うんです。前年度より1,440万円ほど増額となっておりますが、この増加分の要因は何であったのかをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

ただいまの菊川委員のご質問にお答えします。流域下水道事業費の負担金の増ということで、ご質問がありました。まず、1点目の流域下水道事業の建設費負担金、これは前年に比べて大幅に減となっております。この減の理由といたしまして、平成17年度に小田原市が所有している寿町の単独処理場、これが老朽化をしたことによって、酒匂川流域下水道に編入できないかということで要望がありました。

それと箱根町の湯本地区を酒匂川流域に編入する。そして、もう一町、松田町が寄地区を酒匂川の流域下水道に編入できないかということで、計画区域の見直しがありました。建設費負担金というものは、基本的には、計画の汚水量で負担割合が決まっております。従前は、開成町では、5.7%の負担割合でしたけれども、これが小田原、箱根、松田町が入ることによって、負担割合が5.5%ということになりました。

今まで開成町では、5.7%で建設費の負担をしていたわけなんですけれども、それが5.5%になったことによって、今まで余分に支払っていました金額、約1億2,000万円ほどを、この10年間で、小田原市、箱根町、松田町が、各関連する市町に返還をするということになっております。そういう中で、今年度から25年度は大幅に建設費の負担金が減となっております。年間で1,200万円ぐらい、要するに小田原市が、開成町分を負担してくれるというような形でなっておりますので、今後もこのような形で、金額の少ない状態になっていくと思っております。

もう一点、流域下水道事業の維持管理負担金というものがあります。これは開成町から右岸の処理場に流入する汚水量、これが年々増加しております。接続率も上がってきておりまして、汚水量も上がっておりますので、この汚水量の増加が、流域下水道事業費の増になっている、これが主な原因でございます。

説明は以上です。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

単に処理量が増えたから、それに伴って、負担金が増えるということによろしいのでしょうか。

○委員長（鈴木庄市）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

私のほうでお答えさせていただきますけれども、汚水量が当然増えれば、増えるんですけれども、お気づきかと思うんですが、原発事故関連で、汚泥の放射能基準、これは一応国のほうでは5,000ベクレル以下であれば、これもどうかなと思うんですが、自由かというと、穴を掘って埋めてもいいですよみたいな基準になっているんですけれども、5,000ベクレルというのは、相当な基準ですので、酒匂川流域のほうは、それほど基準が出ていないので、一時保管をして、その施設の負担金、これは維持管理費のほうになるんですけれども、そういった負担金が、当然、東電のほうには、賠償請求をして、戻ってくるんですけれども、ただ、最近は落ちついてきて、セメントなんかの材料ですか、そういったものに、以前からそれはやっていたんですけれども、それはまた引き取ってもらえるような状況になっていますので、一時的にそういった部分も加味されての維持管理負担金が高くなっているということもあると思います。

○委員長（鈴木庄市）

ほかにございませんか。

井上委員。

○6番（井上宜久）

6番、井上です。ちょっと細かいようなんですけれども、質問をしたい。ページ241、歳入の件で、下水道の使用料の件なんですけれども、この中で24年度の接続予定80、これを加味して、一般家庭、それと企業分の合計で、使用料金ということで1億7,400万を計上しているわけなんですけれども、この80世帯ということで、24年度に不足した範囲の接続を考えているのか。あるいは、今まで未接続という形で、その世帯かを加味してあれしたのか。その辺の80の区分けを教えてくださいというふうに思います。

それとももう一点、これは歳出で、247ページですか。25年度に工事計画を、牛島とか、宮台、吉田島、考えているというか、計画はされているようなんですけれども、こういった計画をされた時点で、工事をする前に、該当の地域に今回はこういった工事をしますよという事前の説明をして、工事に入っていくのか。私も前、会社に勤めていたころ、こんな関係を担当していたあれがありますけれども、全然そういった説明をしないで、いきなり工事を進めるというのが、今までの開成町のやり方かなと思っているんですけれども、できるだけそういった区域に説明をする中で、できるだけ接続をしてくださいよという一つの投げかけをして、工事を始めるべきじゃないかなと思いますけれども、その辺の2点よろしくお願いします。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

井上委員のご質問にお答えしたいと思います。まず、1点目の80世帯の接続の増ということなんですけれども、これは毎年、宅地区内排水設備の検査に行っております。新たに下水道に接続をされる住宅が、大体平均で80から100ぐらいと

いうふうに見込んでおります。これの中には、新築のお宅がほとんどを占めるわけですが、中にはまだ接続されていないということで、手紙を出して、接続を協力していただいている。そういうお宅もありますけれども、大半が土地の開発とか何かが行われて、新築された大半の方がほとんどでございます。それが80世帯分の基本料金の1年間分を見込んでおります。それがまず第1点目でございます。

2点目の工事について説明、事前説明ということなんですけれども、以前は、説明会を自治会館とかを借りて説明会を開催いたしました。ところが、なかなか皆さん仕事がお忙しいということで、なかなか会議を開いても、欠席される方のほうが多かったということで、今は、担当者がその工事に関係する地権者の方に、直接、パンフレットとか、資料を持って行って、工事の説明、それと接続の依頼をして、工事期間中のご協力をお願いしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

井上委員。

○6番（井上宜久）

1点目の、80世帯というのは、24年度にあって工事をして、その辺のことじゃないんですね、全部がね、80世帯。その前に未接続の部分もこの中に含まれているということですね。

それと今の事前の説明会ということなんですけれども、事前の説明会に等しいような方法で、事前に個別に訪問して、工事の了承をとっているということなので、それはそれでいいかなというふうに思いますけれども、そのときにできるだけ接続の要せ請というか、そういうものは強力にやっていただきたいなというふうに思います。

あと聞きたいのは、テレビカメラを使って、いろいろ維持管理をされている。問題点の把握をされているということなんですけれども、また、25年度については、主要の企業4社ですか。これの調査もしていくということなんですけれども、今、この辺のテレビカメラを使って、この辺のチェックをしているというのが、今まで何カ所ぐらい進んでいるのかなと。今後、そのテレビカメラを使って、チェックをしていく必要の箇所がまだどのくらいあるのかということ。あわせて今の未接続の部分がだんだんふえて、310世帯ぐらいあるのかなというふうに、私なりに把握しているんですけど、これの接続に向けて、この24年度でどういう努力をされたのか。その辺をひとつお願いしたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課副主幹。

○上下水道工務担当副主幹（井上 昇）

では、まず1点目のカメラ調査の関係について、上下水道井上です。説明させていただきます。今までカメラ調査やった延長は4,000メートルほど実施してございます。今年度行いますと、今、幹線と呼ばれる、下水道の大きな管、こちらのほうが調査が終わるという形で考えてございます。また、今後、カメラ調査が必

要な箇所等は、一度その前の目視点検といいまして、マンホールを開けて、人間で目視で確認した後、問題があるところはカメラ調査を行っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

それでは、２点目の接続に向けての考え方ということですが、基本的に、我が町の接続率は、他市町村に比べ非常に高いです。ですから、かなり皆さん、下水道につないでいただいていると。９４％ぐらいですから、ほかの市町村は９０％いかないような状況です。非常に開成町は前提があるということと、今、言われた部分につきましては、そうは言っても、やはり１００％がいいわけですから、２５年度の予算の中で考えているのが、総合計画でも位置づけていますけれども、いわゆる接続に係る経費に対しての融資あっせん和利子補給ですね。これが一応下水道法で、３年以内に義務とまで言っていないで、３年以内にできる限りつないでくださいよということですから、一応３年以内につなぐということに対しては、利子補給なり、融資あっせんの制度があるんですけれども、それを時限的な話なんですけれども、それを取っ払って、３年以上たっているところでも、一応今考えているのは、５年間ぐらい時限的な措置として、その接続をすれば、３年たっていても、１０年たっていても、変な話、融資あっせん和利子補給の対象にしていこうということで準備を進めた。予算的には大した額ではないんですけれども、そういったことをやりながら、接続のほうも、ちょっと上げていきたいなというふうには考えています。

○委員長（鈴木庄市）

井上委員。

○６番（井上宜久）

最後にあれですけれども、現在三百何世帯あるということなので、これはその半分でもやれば、何千万という形になるかというふうに思いますので、この辺については、絶えず注視してもらって、少しでも多く加入してもらおうと。接続してもらおうということで今後も努力していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

ほかにございますか、ほかにはないよう。

小林委員。あと質問あるのはどなたですか。

それでは、暫時ここで休憩をします。再開を午後１時３０分とします。

午後１２時１０分

○委員長（鈴木庄市）

再開をいたします。

午後 1 時 3 0 分

○委員長（鈴木庄市）

午前中に引き続き、下水道事業特別会計の質疑を行います。質疑をどうぞ。

小林哲雄委員。

○7 番（小林哲雄）

7 番、小林です。下水道の接続率について、午前中いろいろとお話がありました。未接続が 3 0 0 件を超えているということで、ただ、ほかの自治体に比べて、接続率は大変いいですよ。自己満足の世界なのかなと思うのですが、未接続の原因とものをいろいろ考えていただいてほしいんですね。部長のほうで、融資あっせん、利子補給等は、法律に基づいて 3 年以内は行っているが、これを緩和して、当面は企業をつけないでやっていくと。向こう 5 年ぐらひはそれを持続していきたいということなんですが、これによって、未接続の件数がどの程度件数として下がり、接続率が上がるのか。その辺の考えがあれば、お伺いをいたします。

○委員長（鈴木庄市）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

まず、原因ということですが、基本的には、3 年、私が具体的に要望なり聞いている中では、具体的に 3 年を経過しちゃっていわゆる融資制度なりを使えないので、そろそろ接続したいんだけど、差し当たって、何十万というお金がかかりますから、そういう融資制度があればいいんだけどねというのは、二、三聞いている部分がありましたので、そういった中で、一つ、こういう制度をつくってみてはどうかというところで展開をしようとしたところです。

何件くらいかというのは、これはわかれば、私も苦労しない世界ですので、できるだけ三百何件が 1 件でもこれによって減っていけばいいのかなと。まさに委員言われるとおり、自己満足ではなくて、そういう制度をつくるからには、これはやっぱり P R というのが非常に重要かと思います。したがって、この辺のところ、制度をつくったからいいんだ、ではなくて、いろいろな面で P R をして、活用をしていただければというふうに考えています。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄委員。

○7 番（小林哲雄）

よく私、保育園の場合、待機児童にもなれない児童がいますよ。要するに認可保育園に入れない条件の親の方は、待機児童にもなれないという話をよくするんですね。それと同じように、今、部長がおっしゃられたように、何十万係るからできないよという方もいらっしゃいます。それで 5 0 万超えて、1 0 0 万を超えて、費用をかけないと接続できない方もいるわけですが、現実には。そういう方に、利子補給とか、融資をやっても、ほとんど意味がない。そこにはある部分補助的なものとかを

設けていかなければいけない。先ほどの国保の場合でも、高額医療費に対しては、ある程度の権限というか、助ける、支援する措置があるじゃないですか。そういった中で、やはり50万円を超えると、高額になった方の接続を援助するというのも考えていかないと、特に下水道の場合は、援助したことによって、使用料が入ってくるわけじゃないですか。接続する人にとって、浄化槽の清掃の維持管理費よりも、下水道につなげたことによる下水道料金の使用料の負担のほうが大きくないということがほとんどでしょう。そうすると、二重にちゅうちょするところを、その背中を押してやるのは、行政の仕組みなのかなと。

部長も承知のように、50万、100万を超える方は何件か聞いていると思います。いろいろ相談もされて、いろいろな方法もお願いしていると思うんですが、そういった中に補助制度を設けるとか、例えば、公有地の占用の中で、特段の配慮をして、公有地でほとんど必要のない範囲でしたら、縦占用させて、接続させるとか、それによって、使用料とか、接続率を上げるとかいう方法も考えるべきだと思うんですが、その辺に対して、考えをお伺いします。

○委員長（鈴木庄市）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

議員おっしゃられるとおり、実際、ほかの市町村で、補助金という一定額以上、やっているところもあるようです。細かいデータはあれですけども。ただ、そこで一番やはり考えなければいけないのは、段階というのがございまして、今、私どもが考えているのは、融資制度という部分をやって、それでも結果的に伸びていないということであれば、それは検討する余地もあるかと思います。

ただ、事情的にきちんとという言い方は変ですけど、3年以内につないでいられる方もいられるわけです。現状が整理すると、3年以内にきちんとつないでいられる方もいます、100万かかっても。そういう方もいるし、なおかつ今の開成町の接続率が、これは自己満足ではなくて比較論になりますけれども、90%以上超えているということであれば、ある程度のレベルのところまでいっていると。そういうような状況を見た中で、まだ補助金というのはどうなのかなという考えは持っています。ただ、全くそれは考えていないということではなくて、今後、やはりその辺の接続率の状況を見た中で言われるような部分というのは、非常に私も認識していますから、そういう時期がきたときに検討していきたいというふうに考えています。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄委員。

○7番（小林哲雄）

確かに100万かかっても、自分できちんとやっている方もいられる。ただ、午前中の議論の中でもあったように、年金生活になっている方に、例えば、100万の負担をしろといっても、なかなかできてこないという実態があります。

そうした中で、その辺の検討と、もう一つ、今、占用の話をちょっとしたんですが、例えば、敷地が細長くて、隣に深さが1メートルとか、1メートル50の水路があって、水がほとんど下のほうしか流れていないと。その水路を沿わしてもらっていけば、費用が3分の1ぐらいになると、2分の1かもしれないんですが、そうしたときに、その辺の本来だったら、基本的にあり得ない換地の縦占用で、しかも水の流れに障害を与えないというような条件であれば、そういうところも認めながら接続率を上げるということも、同じ部の中でうまく話をして、やっていけないのかなと。これは逆に言えば、ある程度、町長にも言いますけれども、政治的な判断で、そうした中で、そういう救える人は救っていかうという誠意を見せるべきだなというふうに思うんですが、その辺の関係で、もしお答えできる範囲で結構です。また、状況等は部長は知っていると思うので、あえて聞きますが、答える範囲で結構ですから、お答えください。

○委員長（鈴木庄市）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

これは一般会計のほうの部分でもご議論あったかと思いますが、基本的に河川法の中で、縦断占用はできない。一般会計のほうの部分ではお話があったと思いますけれども、そのところはまだ研究の余地が、確かに言われるとおり、あるのかなというふうに思います。

例えば、下水道からしてみれば、入れたいんだよと。ところが、同じ町、役所の中で、街づくり推進課のほうが所管していますから、縦断占用は認めないんだよという、ではこれは言われるとおり、おかしい話であって、その辺のところは、研究をしていきたいと思います。

また、町のほうも、例えば119号線の部分というのも、実は下水道を敷設したくても、土木の占用がもらえないという部分があって、これは縦断占用になってしまいますから、そういった部分も、逆に一緒に研究しながら考えていきたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄委員。

○7番（小林哲雄）

今、河川法ということが出たんですが、河川法については、あくまでも僕の意識としては、1級河川もしくは2級河川の管理であって、町のほうに流れる軟弱水路というのは、1尺、2尺、3尺とか、6尺とか、9尺水路は、河川法の領域外だということで、これはあくまでも町が単独で町有水路になっていますから、それは政治的判断でできるというふうに思いますので、ぜひ、ご検討ください。終わります。

○委員長（鈴木庄市）

ほかにございますか。

山田委員。

○ 8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。今の小林委員の質問と関連ある部分で質問したいと思います。

まず、未接続が 3 1 0 世帯と言っていましたか。その部分には、通常、下水道管が通ってはいらるんですけれど、合併浄化槽で対応しているという部分も世帯数の中に含まれているのかの確認。

それとあと、融資あっせんの部分では、3 年というのを 5 年ないし 1 0 年伸ばしていくというような答弁がされましたが、それは再確認の中で、どのような方針でいくかというのを 2 点お聞きしたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

3 1 0 世帯のうち合併浄化槽かどうかというのは、正直言って、そういう調べはしてございません。ただ、感覚的な話になりますけれども、恐らく汲み取りではないと思います。何らかの浄化槽、単独か、合併かというのは、ちょっとわかりませんけれども、汲み取りというのは恐らくないのではないかなと考えます。ただ、それが合併浄化槽もきちんと点検というのですか。そういった部分をされないと、なかなかその機能が劣ってしまうというのもあるようですけれども、その辺のところも、やはり P R 等が重要だと思いますので、重ねてやっていきたいというふうに思います。

あと融資あっせんのほうのもう一回、ご説明をということですが、これは新年度からの施策も、当然、2 5 年度予算ですから、考えていまして、やっとその要綱なりが、どういう形でやろうかという検討をしている決裁中の部分もでございます。基本的には、今まで下水道法にのっとって、3 年以内に接続をしていただければ、要は契約する金融機関がございますから、その金融機関に融資、借りたいよという方をあっせんをするわけですね。なおかつそれに対する利子というのに対して、行政のほうで利子分は補填しますよと。それを 3 年以内というのをとっぱらって、1 0 年たとうと、2 0 年たとうと、もしそういう方がいられば、同じような形でやりますよと。ただ、今考えているのが、これずっとというわけにはちょっといきませんので、一応 5 年程度の時限的な制度として考えていきたいということでございます。

○委員長（鈴木庄市）

山田委員。

○ 8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。今、未接続世帯の状況というのを聞いた理由というのは、やはり町というのは、接続率 1 0 0 % はいかないにしても、その目標に向かってやっていくというのが大前提でお話をされていると思います。そのような中で、現状がどのような状況かというのが把握されていないというの、疑問なところがあり

ます。

合併浄化槽というのは、補助をした中で認めているという部分では、未接続の中から除外の範疇に入るのかなというふうに自分は認識していたもので、そこら辺の管理をどのように通しているのかという、本管を通したら、もうその中には接続をしなきゃいけないんだよというカウントをしていくと、その部分の施策の部分で、絶対に公共事業だよという部分が出てくると思いますので、基本的には合併浄化槽をやるところとは、調整区域のところが多いとは思いますが、ただ、事情によっては、工事費というものが係るところによっては、そっちに逃げる場合もありますので、それは随時行政側のほうで把握して、2本立ての説明というのですか。本来の整備区域の中で整備がされている部分での未接続世帯はこうで、その中には大分合併浄化槽が何名いますよというような説明の仕方をしてもらえれば、理解するところなので、そこら辺は今後の説明の中で研究の余地があるかなというふうに思っていますので、ぜひ、そこら辺の管理はしていってもらいたいというところをお願いをしたいと思います。

それとあと融資の部分なんですけれども、今までの部分で、要は逃げ得というのですか、やらない得があってはまずいと思っていますので、ぜひそこら辺は、今まで3年以内に接続した人とのバランスもあると思うので、そこら辺もちょっと研究をしていってもらいたいなというところでつけ加えるのと。

あと場所によっては、高額な費用がかかるころの世帯というのは、ある意味、今後の町長判断の中での施策にはなるとは思うんですが、例えば、面積割合の中で、工事費の標準価格というものを決めて、それ以上かかった部分については、補助として出すよとか、そういうのも考えられると思っていますので、これはそのものの標準工事金額を出すこと自体も難しい部分はあるとは思いますが、そういう部分は、何らかの施策の中で補助を入れていかなきゃいけないときが将来的には起きるのかなというところで、融資あっせんをするからいいというのではなくて、実現的に工事を進めるという部分での、そういう部分では考えていかなきゃいけないのではないのかなというふうに思っていますので、ぜひその部分は研究をしていってもらいたいというふうに思います。

それとあともう一点なんです、247ページの下水道総務費の一般管理費で、消費税及び地方消費税ということで400万計上されております。これは5%の消費税から8%になるという中で、確定でないんですけれども、なっていく中で、今回の予算では、5%で見ているのか。また、そこら辺の例えば9月1日でしたか、期限が、工事絡みのあれが出てくると。そこら辺の消費税の計上の仕方は補正でいくものなのか、見ているのか。そこら辺の部分、説明してもらいたいと思います。

○委員長（鈴木庄市）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

それでは、お答えしたいと思います。5%か否かという部分については、5%で

当然考えています。一応８％は１４年というような予定のようですから。

それとあと補正という部分がございますけれども、ご存じのとおり、消費税が９月申告、一定額以上が３月に中間申告と、年に２回という形になるのですけれども、現実的に、補正を消費税というのは申告をして、山田議員ももちろんご存じだと思うんですけれども、納付までが時間がほとんどないんですよ。ということは、補正をもし仮に足りないという場合、補正とかをしている暇がちょっとございませんので、議決が必要ですから、そういう意味で４００万という部分は、当然、消費税は前年度の決算をもとにして、中間納付なりをしていくわけなんですけれども、そういった部分で足りなくなっちゃった場合に、補正をして払うという時間的な部分がとれませんので、過去において、最高額が三百八十何万というのがあったんですよ。それは国の補助金絡みの繰り越しですとか、いろいろ事情があったんですけれども、それ以上の消費税というのは、ちょっと予想がつかないだろうということで、基本的に４００万という数字を持たせていただいております。

今、考えているのは、そこまでは、これはちょっと困るんですけれども、そこまではいけないだろうと、もう超えるというのは、ほとんど１００％近くないであろうという中で、一応４００万という形で計上させていただいている。

○委員長（鈴木庄市）

副町長。

○副町長（小澤 均）

今、小林議員からも、山田議員からも、そういった費用負担の部分でご意見をいただきましたけれども、町はそういうエリアを拡大してきた中で、順次工事を進めてきたと。結果として、三百何件かの未接続が発生しているというところの問題解決としては、やはり何らかの形で前向きに手を打っていかないと、なかなか町内にある川そのものがきれいになっていかないということにつながるというふうに思いますので、町長の方向性の中でも、きれいな町をつくっていくというふうなことを打ち出していますので、前向きに検討していきたいというふうに思います。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄君。

○７番（小林哲雄）

７番、小林です。今、消費税の問題が出たのでちょっと確認したいんですが、消費税でここで４００万円歳出で入っています。消費税及び地方消費税、水道企業会計の場合は、当然、工事等をやれば、そこに消費税が加わってきて、支出するわけですよ。使用料の場合は、当然、消費税を含めてもらうわけですよ。その差引きで、ここで計算するということで、消費税が歳出のみであって、歳入には計上されてこないと。

それでもし払っている消費税が多かったら、これはゼロになるというような考え方でよろしいんですかね。確認させてください。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課主幹。

○上下水道管理担当・上下水道工務担当主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。小林委員のおっしゃるとおり、歳入の使用料がふえて、歳出である工事のお金、払っている部分がふえると、そこで差し引きが生じますから、消費税がもらっているものが多ければ、払わなくちゃいけないし、払っているのが多かったら、逆にそこでまた、マイナスということはないと思うので、ゼロという考えになると思います。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

先ほどの接続率の関係で、ちょっと関連でお伺いいたします。310件の未接続の世帯があったんですけれど、この中には、大口の企業等が入っているんでしょうか。

○委員長（鈴木庄市）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

三百何世帯と、先ほどから言っていますけれど、その中に企業も入っているのかということですが、それは当然入っています。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

それでは、先ほどから未接続世帯が三百何件あるということで、皆さんからご質問があるんですけれども、その辺の数字的なものを、私のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思います。

現在、未接続の世帯数が324世帯ございます。そして、54世帯につきましては、何らかの理由というような形で、役場に回答をいただいております。それで270世帯、ここの3月に接続依頼の通知を出す予定でおります。270世帯が、今対象になっているんですけれども、そのうちの208世帯が下水道の供用開始になってから3年以上たっているお宅が208世帯あります。それと3年以内が62世帯、あわせて270世帯のお宅に対して、この3月に接続依頼の通知を出す予定でいます。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄委員。

○7番（小林哲雄）

7番、小林です。未接続の関係で、先ほど山田議員から質問しているときに気がついたんですが、市街化区域で新築をされる場合、当然、僕は下水道に接続すると

思ったんですが、合併処理浄化槽でも建築確認がおりることになると、下水道につながる確率が格段に減って、また10年使わなくなるということで、市街化区域内の新築建物に対する下水道接続をしてくださいという旨の指導とか、お願いというのはできるのですか。

○委員長（鈴木庄市）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

小林委員のご質問にお答えします。建築確認のときに、下水道の供用開始区域になっていれば、これは公共下水道に接続しなければなりません。これは建築基準法で定められております。

それでまだ、市街化区域の中でもまだ未整備のところにつきましては、当面は合併浄化槽で対応していただくというような指導になります。

ですから、何でも公共下水道に接続をするということではないんですけれども、合併浄化槽で、やはり家を建てられた場合には、耐用年数とか、そういうものがあるって、すぐに下水道が今度は次の年に来たから、公共下水道に切りかえてくださいということで、行政のほうで指導したとしても、なかなか接続していただけないというのが現状でございます。一応来年、そういう1年ぐらいのところというのは、業者さんが相談に来たときには、来年、そのところは公共下水道の工事をやるために、もう少し家を建てるのを1年ぐらい待ってもらえないかとか、そういう指導はいたしておりますけれども、2年、3年というふうになってしまいますと、いろいろな事情で、そこまで待てないというようなことがありますので、どうしても合併浄化槽で家を建てられるというふうになってしまう。そうすると、やはり10年間ぐらいは、なかなか接続はしていただけないというふうに、我々も思っています。

ただ、思っているだけではなくて、やはりなるべく早目に接続していただきたいというようなPRは、重ねて行っていきたいという、このように考えております。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

小林哲雄委員。

○7番（小林哲雄）

ということは、市街化区域内で、供用開始をしている下水道区域内では、100%新築の家は接続すると。それは法的義務があると。ですから、それは接続しないことはあり得ないということによろしいですね。わかりました。

○委員長（鈴木庄市）

それでは、平成25年度開成町下水道事業特別会計の質問を終了いたします。